

月次総会議事録

令和8年(第4回)加古川市農業委員会月次総会
令和8年4月24日(金)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

4 道清 真有子 14 柳 晴久

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	寺田 卓史	主査	橋本 英
主査	新濱 邦大		

現地調査(東地区)

4月20日(月) 午前9時30分から
馬田会長、前田農地委員長、庄司委員 事務局2名

現地調査(西地区)

4月20日(月) 午後1時10分から
馬田会長、前田農地委員長、都倉澄子委員、柿本委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後1時29分

議長 ただ今より、令和8年第4回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、2番 都倉 正 委員、3番 井相田 つや子 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第14号を議題といたします。議案第14号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

3 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年2月月次総会においてご審議ください

ています。その際、隣接農地への進入路の確保ができていない状況であったため、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

転用事業者からは、隣接農地の進入路について話はまとまったものの、同意を得るまでには至っていないと報告を受けています。現段階では、許可・不許可の意見をまとめるのは難しく、引き続き、保留が適当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第14号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については、転用事業者へ補正を求めているところですので、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、引き続き保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第14号については保留といたします。

議長 次に、議案第36号を議題といたします。
議案第36号について、事務局の議案説明及び朗読を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

議案説明の前に、2点、議案書の訂正をお願いします。

議案書4ページ、9番の案件について、譲受人の名称から「代表社員 ■■■■■」を削除願います。

次に、議案書5ページ、12番の案件について、備考欄に農地所有適格法人と追記くださるようお願いします。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■さんへ。

2 神野町西条■■■■■、他1筆、計■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■さんへ。賃貸借権設定、新設農家。

3 神野町西条 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。新設農家。

4 神野町西条 [REDACTED]、他1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

5 神野町西条 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

6 野口町水足 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

7 八幡町上西条 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

8 八幡町上西条 [REDACTED]、他5筆、計 [REDACTED] 平米のうち [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。使用貸借権設定、新設農家、太陽光発電設備設置部分 ([REDACTED] m²) を除く面積で営農する。

9 八幡町上西条 [REDACTED]、他5筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、合同会社 [REDACTED] へ。地上権設定。

議案書5ページをご覧ください。

10 志方町岡 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

11 志方町大澤 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

12 志方町西牧 [REDACTED]、他1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] 株式会社へ。農地所有適格法人。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家3件について、8番の案件についてはヒアリングを実施しています。それ以外の2件については、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

なお、8番及び9番の案件につきましては、営農型太陽光発電に関する案件です。議案書12ページに記載しております、議案第38号1番の、太陽光発電設備の足場部分等を設置するための一時転用許可申請の案件と関連しています。8番は、太陽光発電設備の下でキクラゲを栽培しようとするもので、9番は、当該土地の空中で太陽光発電を行うために、地上権を設定しようとするものです。

令和6年3月28日付、(農林水産省) 経営局農地政策課長から発出されている通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と、営農者が異なる場合、5条許可に係る申請と当該許可申請に関連する3条申請については、原則として、同日付で許可を行うこと、とされておりますので、8番及び9番の案件につきましては、当該申請地に係る5条許可がなされた場合に、その許可日と同日付で許可する、との条件を付して許可することが適当と考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、8番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。4月20日月曜日、午前11時10分より、馬田会長、前田農地委員長と私、事務局3名の合計6名で、議案第36号、8番の譲受人である、XXXXXXXXXXさんの代理人行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

XXXXXXXXXXさんは、加西市の農園で働く中で、水稻、野菜、ぶどうの栽培方法を学び、農業経験年数は11年となります。現在は、XXXXXXXXXX合同会社の代表として、主に小野市の圃場でキクラゲの栽培などをされています。

本件申請地では土地の所有者から直接XXXXXXXXXXさんに営農型太陽光発電のもとキクラゲ栽培をしてほしいと要請を受けたそうで、今回この地でキクラゲを栽培するに当たり、地元の方のご理解を得るため、説明会を実施したり、周辺の農業関係者には、個別に挨拶回りをされたそうです。

栽培したキクラゲは、粉末に加工して、卵アレルギーの方などが食べる植物性卵として使われたり、あと大学などの研究機関へ販売されます。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことです。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第36号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第36号のうち、8番及び9番の案件については、当該申請地に係る5条許可がなされた場合に、その許可日と同日付で許可する、との条件を付して許可することとし、8番及び9番以外の案件については条件を付さず許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第36号のうち、8番及び9番の案件については、当該申請地に係る5条許可がなされた場合に、その許可日と同日付で許可するとの条件を付して許可することとし、8番及び9番以外の案件については条件を付さずに許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第37号を議題といたします。
議案第37号の17件については、3月11日から4月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町上西条 []、外5筆、計 [] 平米のうち [] 平米。 [] さんから、合同会社 [] へ。営農型太陽光発電施設用地。使用貸借権設定、一時転用、一部転用。

2 西神吉町西村 []、外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。蓄電池施設用地。疎明書添付。

3 志方町上富木 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電施設用地。

4 志方町野尻 []、外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。蓄電池施設用地。

5 志方町原 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。住宅用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年4月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第38号の1番。申請の土地の位置は中西条の東南、上西条の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が池、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年4月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第38号の2番。申請の土地の位置は西村の東北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が畑、北が畑となっており、隣接農地への影響はありません。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第38号の3番。申請の土地の位置は上富木の東、現況は畑。申請地の周囲は、東が宅地、西が畑及び宅地、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はありません。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

次に、議案第38号の4番。申請の土地の位置は野尻の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が原野、南が水路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

最後に、議案第38号の5番。申請の土地の位置は原の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はありません。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。議案第38号の2番について、一部の隣接農地所有者及び水利組合の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、4月20日月曜日に、馬田会長、増田推進委員と私、事務局3名の

合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった西村■■■■の隣接農地所有者の■■■■さんの代理人、■■■■さんから聞き取りを行いました。同意をされなかった理由について、周辺の農地の所有者と共同で農地を貸しており、境界があいまいな現状の中、以前太陽光発電事業者から転用の話も来ていたが、今回内容がかなり違う形で持ち掛けられ、説明不足を感じ同意できなかったとのことです。

次に、西村水利組合長から聞き取りを行いました。同意をされなかった理由について、蓄電池に使用されるリチウム電池は火災や水質汚染などの危険性があり、また稼働中の騒音については近隣に小学校や住宅地があり無視できないため、近隣の安全を考えると同意できないとお話しされていました。

次に、転用事業者の代理人から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由について、こちらとしては十分安全や周辺には配慮しているつもりだが、ほとんど設置例がないため安全性の判断がつきにくいのかかもしれないとのことでした

農業委員会として、地元へ辛抱強く説明を行い、そのうえで早急に結果の報告をするよう転用事業者に求めました。

以上で聞き取り調査の報告を終わりますが、その後転用事業者から連絡があったかについては、事務局から説明をお願いします。

議長 この案件について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 さきほど柿本委員から聞き取り調査の報告をしていただきましたが、その後、事業者側から進捗についての報告はありません。地元への説明が不十分な段階では、許可・不許可の意見をまとめるのは難しく、保留が妥当と考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 これで、質疑を終了します。

ここで、議案第38号のうち2番の案件については、柿本委員からの報告にもあったとおり、現時点では許可・不許可相当の判断が難しいのではないかと思います。今回の総会での審議を保留し、地元住民への丁寧な説明等を求めた上で、次回の総会まで継続審査することにはしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。では、議案第38号のうち、2番を除く1番から5番までについては許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定し、2番については継続審査することについて異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号について、2番を除く1番から5番までについて、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第39号を議題といたします。

議案第39号の3件については、3月11日から4月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第40号を議題といたします。

議案第40号の17件については、3月11日から4月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第41号を議題といたします。

議案第41号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第41号 非農地証明願承認のこと。

- 1 別府町本町二丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和60年頃より。
- 2 上荘町薬栗■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和30年以前より。
- 3 志方町西牧■■■■、他3筆、計■■■■平米。■■■■さん、昭和40年頃より。

4 志方町山中■■■■、外2筆、計■■■■平米。■■■■さん、平成11年以前より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年4月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第41号の1番。申請の土地の位置は本町二丁目の中。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、宇野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年4月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、都倉委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第41号の2番。申請の土地の位置は葉栗の中。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、前川推進委員でした。

次に、議案第41号の3番。申請の土地の位置は西牧の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第41号の4番。申請の土地の位置は山中の中。現況は山林となっており、申請どおりかと思われれます。以上2件の地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第41号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第41号について、承認して異議ござい

ませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第42号を議題といたします。
議案第42号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約の申入れについて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第42号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木■■■■、■■■■平米。貸人 ■■■■さん、借人 亡 ■■■■ 相続人 ■■■■さん 外3名。権利の種類 残存小作。

申請の理由は、賃借人の耕作放棄、小作料の未納付があり、また、合意による解約が見込めないためです。申請の経緯について、申請書に添付されている資料から抜粋して説明いたします。

本件農地は、残存小作が設定されており、従来は借人である■■■■さんが耕作しており、賃料の支払いも行われていました。しかしながら、少なくとも平成19年5月ごろから耕作されておらず、また、賃料も同年4月を最後に未払いとのこと。借人はすでに死亡しています。貸人は調査する中で判明した範囲の相続人に対し、解約の申し入れを行ったものの、解約への合意に至らなかったため、本申請に至ったとのことでした。

農地の賃貸借の解約については、農地法第18条第1項において、「都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」と規定されています。併せて、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」とも規定されています。

つまり、解約には一定の要件を満たした合意解約の場合のみ許可が不要となっており、そうでない場合は県知事の許可がなければ解約できない制度となっています。

今回の申請においては、少なくとも平成19年以降、18年以上にわたり不耕作、小作料の未払いがあることから、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当し、解約することは

やむを得ないと考えております。

なお、本申請については、令和7年第12回月次総会から令和8年第3回月次総会に上程させていただきましたが、書類補正のため一旦取下書の提出があり、借入人の相続人全員の住所氏名が判明したことから、書類を補正し再提出があったものです。

以上、よろしくご審議ください。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員の報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。議案第42号の1番の貸借の解約申入れ許可申請について、4月20日、月曜日に、馬田会長、柿本委員、横山推進委員と私、事務局3名の計7名で、聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、貸借人については、令和7年12月に聞き取り調査を行っており、その時から状況が変わっていないとのことで、来られませんでした。

次に、借入人の相続人の1人である■■■■氏、及び夫の■■■■氏から聞き取りを行いました。両名の話によれば、平成11年に借入人である■■■■氏が亡くなり、それ以降は耕作されていないのではないか、と思うが、それ以前に市外へ転出したため、小作料の支払い状況を含め、詳細についてはわからないとのことでした。

また、■■■■さんの自宅に、貸借人の代理業者が4回来訪したが、詳細な説明がないまま、印鑑証明書と実印の押印を求められたため、不信感を抱き、対応しなくなったとのことでした。

なお、同内容の申請があった令和7年12月に実施した現地調査においては、現況は放棄田で、長年耕作はされていないため、すぐに耕作を再開できるような状況ではありませんでした。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第42号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 これで、質疑を終了します。

ここで、議案第42号の案件については、採決により農業委員会の意見を決定したいと思います。

議案第42号について、提案どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

許可相当8名

議長 次に、不許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

不許可相当 0 名

議長 許可相当が 8 名、不許可相当が 0 名、意思表示なしが 6 名という結果になりました。

許可相当多数のため、議案第 4 2 号は許可相当との意見を添付して県に達することに決定いたします。

なお、意見書への記載文につきましては、会長に一任いただきたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 4 2 号についてはこれにて決定いたします。

議長 次に、議案第 4 3 号を議題といたします。

議案第 4 3 号の 6 件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第 4 4 号を議題といたします。

議案第 4 4 号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書 25 ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第 6 項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第 2 条第 2 項の規定により、会長専決により令和 8 年 3 月 18 日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第 4 4 号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後 2 時 10 分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和8年4月24日

署名委員（2番）

署名委員（3番）